

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                          |
|-------|-------------------------------|
| 10    | 国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東海村長

## 公表日

平成28年9月23日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                   |   |
|--|---|
| ①事務の名称                                 | 国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務   |
| ②事務の概要                                 | <p>国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行のほか、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。また、被保険者が医療機関で受診した記録(レセプト)の管理を行う。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理及び申請等に係る事実審査<br/>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理<br/>③保険給付の支給</p> |
| ③システムの名称                               | 国民健康保険システム、国保総合システム、国保情報ネットワークシステム、宛名管理システム、中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名                         |   |
| 国民健康保険資格情報ファイル、国民健康保険給付情報ファイル、宛名情報ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                             |   |
| 法令上の根拠                                 | 番号法第9条第1項、別表第一項番30、平成26年内閣府・総務省令第5号 第24条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携               |   |
| ①実施の有無                                 | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                                | <p>【情報照会の根拠】<br/>・番号法第19条第7号、別表第二項番42、43、44<br/>・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条、第26条(別表第二項番43に係る主務省令は未公布)</p> <p>【情報提供の根拠】<br/>・番号法第19条第7号、別表第二項番42<br/>・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条</p>   |
| 5. 評価実施機関における担当部署                      |   |
| ①部署                                    | 福祉部福祉保険課  |
| ②所属長                                   | 福祉部福祉保険課長 富田 浩文   |
| 6. 他の評価実施機関                            |   |
|  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                 |   |
| 請求先                                    | 東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ               |   |
| 連絡先                                    | 東海村福祉部福祉保険課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年3月1日 時点      |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年3月1日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

